「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）差込版

知多半島ケーブルネットワーク株式会社社
2026 年 11 月1日

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）の改定について

2026 年11月1日より「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）を、次のように改定します。
内容をご確認のうえ、ご覧の「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）とあわせて本紙を保管ください。

「(11)-7.割引料金」の末尾に「③ 電話あんしんスタートキャンペーン」として、次の記載を加えます。

③電話あんしんスタートキャンペーン
次の「条件1．」を満たすお客様がご利用になった「条件2．」記載の基本料について、「条件3．」を満たすことを条件に、月額 220 円（税込 242 円）を割り引く取扱い（電話あんしんスタートキャンペーン）、を適用します。
条件1．割引対象のお客様
ケーブルプラス電話のお申込日（下記図▼）が 2026 年 11 月～2027 年4月で、かつケーブルプラス電話の提供開始日（下記図◆）が 2027 年 10 月末以前のお客様
条件2．割引対象料金
割引対象月のケーブルプラス電話の月額基本料。なお、割引対象月は、課金開始日（下記図★。◆の翌日）が属する月の翌月から3か月間。
条件3．割引発動条件
その月（割引対象月）に、月要件①および②を満たすこと（*1）。
月要件① 迷惑電話自動ブロックのご利用があること。
月要件② 継続利用（解約しない *2）こと。

*1 月要件は月ごとに判定されます。例．お申込日が属する月や、一部の割引対象月において、月要件①②のいずれかを満たさなくても、月要件①および②を満たしている割引対象月については、割引が適用されます。
*2 月末日に解約があった場合、その月の月要件②は未達となります。

（次頁につづく）

（前頁からのつづき）

凡例
▼ ケーブルプラス電話のお申込日
◆ ケーブルプラス電話の提供開始日
★ 課金開始日（◆の翌日）

例１．
条件１．を満たすお客様の
条件２．を満たす基本料について、
割引対象月のそれぞれにおいて、
条件３．を満たす場合

例２．
条件１．を満たすお客様の
条件２．を満たす基本料について、
割引対象月の２か月目だけ、
条件３．が未達（月要件①②の
いずれかが未達）だった場合

（イメージ図）電話あんしんスタートキャンペーン

金額は税込額にて表示

